様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）姫路市長

（申込者）

住　　　　　所

氏名又は団体名

（代 表 者 名）

電　話　番　号

機械等貸出申込書

ひめじファーマースタート支援事業実施要綱第５条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | | 単価 | 数量 | 貸出日数 | 貸出料金 |
| 機械等 | 管理機 | | 1,000円 | 台 | 日 | 円 |
| 刈払機 | | 500円 | 台 | 日 | 円 |
| アタッチメント | 刈払（ナイロンコード） | 100円 | 台 | 日 | 円 |
| 刈払（畦刈ヘッジトリマ） | 100円 | 台 | 日 | 円 |
| 耕うん（カルチベータ） | 100円 | 台 | 日 | 円 |
| 潅水（ポンプ） | 100円 | 台 | 日 | 円 |
| 予備バッテリー大 | | 100円 | 個 | 日 | 円 |
| 利用場所 | 等の農地 | | | | | |
| 貸出期間 | 年　　　月　　　日　　～　　　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 作 業 者  (担当者) | 住　　所 |  | | | | |
| 所　　属 |  | | | | |
| 氏　　名 |  | | | | |
| 電話番号 |  | | | | |
| 市確認欄 | 貸 出 日 |  | | 確認者 |  | |
| 返 却 日 |  | | 確認者 |  | |
| 添付書類 | □移住支援金交付決定通知書　　　□（様式第１号別添）照会回答書 | | | | | |
| 備　　考 |  | | | | | |

機械等貸出決定通知書

上記の申込みについて、同要綱第６条の規定に基づき、貸出し（　可　・　不可　）とする。

（貸出番号　　　）　　　　　年　　月　　日　　　　姫路市長　　清　元　秀　泰

機械等貸出しに関する承諾事項

　当事業により機械等の貸出しを行うに当たって、以下の事項全てについて承諾願います。

**【以下、確認されたら☐欄にレ点でチェックを入れ、同意署名欄に自署してください。】**

**□**　１　雨天の場合、機械等のショートや感電等の恐れがあるため、使用しないでください。

**□**２　機械等の貸出し及び返却は、開庁日の午前９時１５分から午後４時１５分までの間に姫路市農業振興センター（姫路市山田町多田１１７４番地４７）で行ってください。返却が遅れる場合、必ず農政総務課へ連絡願います。無断で遅滞した場合、以後の利用を認めません。

**□**３　機械等は申込者自身が農業経営を行う場合に限って利用できます。それ以外の利用及び他者への転貸は認めません。

**□**４　（様式第1号）「機械等貸出決定通知書」は切り離さず、機械等の返却まで大切に保管してください。紛失の場合は再度、農政総務課にて申込みを行ってください。

**□**５　貸出決定後、貸出料金の返還は行いません。ただし、貸出の日に機械等に不具合があり貸出しできず、再度の貸出申込みで対応できない場合又は貸出し後に貸出し以前からの不具合が判明し、修理でも対応できない場合は、貸出料金の返還を行います。

**□**６　利用日等の内容を変更したい場合は、再度の貸出申込みをお願いします。（口頭不可）

**□**７　機械等の貸出しの際、利用者が通知書を農業振興センター職員に提示してください。農業振興センター職員と共に機械等に不具合がないか確認してください。

**□**８　機械等の利用方法を遵守するとともに、農業振興センター職員の指導を受けてください。

**□**９　機械等の使用方法について不明な点は、農業振興センター職員にお尋ねください。

**□**10　貸出しを受けている間の機械等の破損については、（様式第３号）破損等報告書により、農政総務課に状況を報告してください。

**□**11　機械等の返却は、農業振興センター職員が立会います。無断で機械等を置いて帰らないでください。

**□**12　上記の規定に違反、虚偽の報告等が認められた場合には、貸出決定を取り消しますので、機械等を清掃して返却してください。また、利用日までに貸出料金の支払がないときも、貸出決定を取り消しますので、機械等の貸出しはできません。なお、貸出決定の取消しによって利用者に損害が生じても、市はその責めを負いません。

**□**13　機械等の貸出しを受けている間に追加の電源等が必要となった場合、本体に付属する充電器により、利用者の負担で充電して利用してください。

**□**14　ポンプアタッチメントを利用し、地域の農業用水路等の用水を利用する場合、水利組合等への利用許可を得たうえで利用してください。（水利料支払等を含む）

**□**15　利用者の明らかな故意や重大な過失によって貸出中の機械等に破損や滅失等が生じた場合、修理や再購入に係る費用について市から請求を行います。

**□**16　機械等の貸出しを受けている間に生じた他者への傷害等による損害並びに他人の所有する動産及び不動産に対する損害に対しては、誠意をもって賠償してください。事前に傷害保険と施設賠償責任保険への加入を推奨します。

**□**17　この申込みの審査に際し、申込者を含む世帯員等は、姫路市が農業経営及び移住定住に関する情報の照会を行うことに承諾願います。チェックにより承諾と見なします。

（同意署名欄）